

国立大学法人総合研究大学院大学経営協議会（第21回）議事要旨

平成23年3月8日（火）
10時00分～12時20分
如水会館「オリオンルーム」

（審議事項）

（1）平成23年度年度計画案について

赤塚事務局長より、資料2-1～2に基づき、国立大学法人の年度計画は、経営協議会、役員会等の学内審議を経て、毎年度3月末に文部科学省に提出すること、及び、23年度の重要ポイント4点について説明がされた。

・平成23年度年度計画重要ポイント

- ①専攻・研究科横断型の教育研究活動の促進
 - ②個々の学生の実状に応じた教育の実施に向けた検討
 - ③教育問題検討委員会の設置による教育研究、学生支援等の検討
 - ④学術交流ネットワークの構築に向けてIT基盤としてのサイト構築、メンバーシップの把握等
- 審議の結果、原案のとおり承認された。

（2）平成23年度予算案について

池内理事より、資料3-1～2に基づき、平成23年度予算案について説明がされた。

・90法人全体の運営費交付金

- ①国立大学運営費交付金は、11,528億円で△58億円減
- ②教育費負担の軽減として、博士課程の授業料免除枠が6.3%から12.5%に拡大
- ③運営費交付金とは別に、大学教育研究特別整備費（施設整備費補助金）として58億円を新設

・本学の予算内示

- ①一般運営費交付金は、1,718,653千円（△7,862千円減）で△0.5%減、特別運営費交付金は、178,006千円（15,972千円増）で9.9%増、特殊要因運営費交付金は、前年度と同額、本学全体としては、1,926,368千円で8,110千円増
- ②一般運営費交付金は、大学改革促進係数（旧効率化係数）により△1%減
- ③教育費軽減として、授業料免除枠が5.8%から12.5%に拡大
- ④特別運営費交付金は、国立大学教育基盤強化支援経費が新規に措置

・学内予算案

- ①学内予算案は、授業料免除相当額25,183千円を控除した2,160,684千円で編成
- ②教育経費は、22年度学内配分率（46.8%）を下回らないよう1,028,906千円（47.6%）を配分（専攻運営費は8億円を維持）
- ③研究経費は、22年度学内配分率（5.1%）を下回らないよう129,550千円（6.0%）を配分
- ④管理運営経費及び共通経費は、節約に努めることで22年度執行見込額より△5%減

・退職手当

22年度退職手当は、特殊要因だけでは賄えないため、寄附金を一時的に使用（寄附金への補填は、24年度の特種要因運営費交付金を充てる。）

審議の結果、原案のとおり承認された。

（3）諸規則の改廃について

- ・先導科学研究科生命体科学専攻廃止関係
- ・高エネルギー加速器科学研究科及び生命科学科学研究科の講座の再編
- ・その他

赤塚事務局長より、資料4-1～3に基づき、先導科学研究科生命体科学専攻の廃止に伴う諸規則の

改廃、高エネルギー加速器科学研究科素粒子原子核専攻、生命科学研究科基礎生物学専攻及び生理科学専攻の講座の再編、会議議事録の署名の廃止についての説明がされた。

- ・先導科学研究科生命体科学専攻の廃止に伴う諸規則の改廃
 - ①募集停止をしていた生命体科学専攻は、最後の学生が2月の教授会で学位取得ができることとなり、学生が存在しなくなることから当該専攻を廃止すること。
 - ②当該専攻の廃止に伴い教授会等を整理したこと。
 - ③その他、諸規則の廃止・削除など。
- ・高エネルギー加速器科学研究科素粒子原子核専攻、生命科学研究科基礎生物学専攻及び生理科学専攻の講座の再編
 - ①素粒子原子核専攻の実験系の講座を素粒子原子核実験講座に統合すること。
 - ②基礎生物学専攻の講座名称の一部変更を含め改編すること及び数理予測生物学講座は教授の退職に伴い講座を廃止すること。
 - ③統合・調節生理学講座を統合生理学講座に改編すること。
- ・会議議事録の署名の廃止
法定会議である役員会、経営協議会、教育研究評議会では、国立大学一般において署名は行っていない大学が多いこと、議事録の正当性は毎回のその会議において確認していること等により、署名は廃止し簡素化すること。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(4) 就業規則等の一部改正について

赤塚事務局長より、資料5-1~2に基づき、職員就業規則、職員給与規則、職員退職手当規則、非常勤職員就業規則(期間業務職員等就業規則)、非常勤職員給与規則(期間業務職員等給与規則)、教員の任期に関する規則の改正について、説明がされた。

- ・職員就業規則
夏季一斉休業の新設など
- ・職員給与規則
若手・中堅層に抑制していた昇給の1号俸回復等
- ・職員退職手当規則
退職手当積算基礎の調整額区分の追加等
- ・非常勤職員就業規則(期間業務職員等就業規則)
期間業務職員(年棒制)制度の新設等
- ・非常勤職員給与規則(期間業務職員等給与規則)
期間業務職員(年棒制)制度の新設等
- ・教員の任期に関する規則
任期を定めて雇用する教員の専攻分野の追加

審議の結果、原案のとおり承認された。

(5) 役員退職手当規則の一部改正について

赤塚事務局長より、資料6に基づき、役員退職手当規則の改正について、現行規定では、葉山の職員から引き続いて役員になった場合のみ、その在職期間を退職手当に通算することとなっているが、今回の改正で、大学共同利用機関及び他の国立大学法人等の職員が引き続き本学役員に就任した場合も、算定基礎となる在職期間に含めることとする旨の説明がされた。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(6) 任期満了に伴う役員の退職手当について

高畑学長より、資料7に基づき、平成23年3月31日付けで退職する理事の業務勘案率等について説明がされた。

審議の結果、原案のとおり承認された。

(報告事項)

以下の報告事項について、資料に基づき、報告があった。

1. 文化科学研究科の教育・研究活動について
2. 平成 23 年度の運営体制について
3. 平成 24 年度概算要求について
4. 任期満了に伴う経営協議会委員の選任について